

東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、環境に優しい木質バイオマスを燃料とするペレットストーブ等の暖房機（別表に掲げる設備。以下「ペレットストーブ等」という。）の普及を促進することにより、森林資源の有効活用を図り、持続可能な循環型社会の実現及び地球温暖化の抑制に寄与するため、東根市補助金交付規則(昭和31年3月1日規則第2号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、ペレットストーブ等を新たに設置する者に対し、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ペレットストーブ等を住宅（本市内において住居として使用され、または使用される予定の建物をいう。）に新たに設置する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市に住所を有し、又は有することとなる者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 補助事業について、本市の他の補助金の交付を受けていない者
- (4) ペレットストーブ等を5年以上使用すると認められる者
- (5) ペレットストーブ等について、適正な管理及び使用ができると認められる者

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となるペレットストーブ等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 設備の種類ごとに、次に掲げる仕様を満たすこと。
 - ア ペレットストーブ 木質ペレット（建設廃材等を原料とするものを除く。以下同じ。）を燃料として使用する暖房機であること。
 - イ 薪ストーブ 薪を燃料として使用する暖房機であること。
- (2) 居住する専用住宅または居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅に設置するものであること。
- (3) 未使用品であること。
- (4) 補助金の交付決定前に購入および設置したものでないこと。

(5) ペレットストーブ、薪ストーブにあつては、E N (ヨーロッパ・ノーム)、E P A (米国環境保護庁) 等の承認を受けた設備、又は二次燃焼機能を備え、当該承認を受けた設備と同等の水準の環境性能を有する設備であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備の種類ごとに、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の補助金の額の欄に掲げる額とする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) ペレットストーブ等を設置する場所の見取図及び住宅地図等設置予定場所を確認できるもの

(4) ペレットストーブ等の設置前の現況写真。ただし、新築住宅への設置等の理由により添付が困難な場合は、省略することができる。

(5) ペレットストーブ等の性能及び仕様が分かる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 前条に規定する通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、市長に対し東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金事業変更承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(変更承認の通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請を承認するときは、事業変更承認通知書(様式

第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第7条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業成績書(様式第2号)

(2) ペレットストーブ等の設置に係る費用の領収書の写し

(3) ペレットストーブ等の設置後の状況写真

(4) ペレットストーブ等を設置した場所及びその付近の見取図。ただし、補助金交付申請時に添付したものから変更がない場合は、省略できるものとする。

(5) 全各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、書類の審査および現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付額の確定の通知を受けたときは、速やかに東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金請求書(様式9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽または不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定が取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部または一部を返還させるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
ペレットストーブ	機器の設置に直接必要な経費は、ペレットストーブ本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る経費を含む。(設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器及び工事に要する原材料の購入に要する経費に限る。)	補助対象費(消費税を含む。)に3分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は10万円のいずれか低い額
薪ストーブ	機器の設置に直接必要な経費は、薪ストーブ本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る経費を含む。(設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器及び工事に要する原材料の購入に要する経費に限る。)	補助対象経費(消費税を含む。)に3分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は10万円のいずれか低い額